明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○海上運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八七）　二
○海上運送法施行令の一部を改正する政令（二八八）　二
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八九）　二

〔告　示〕

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**三八）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**五〇三）　二
○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**五八一）　三
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（**同**五八二）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**二五一五～二五一七）　三
○一般住民の学習等の用に供するための施設に係る補助の額を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**一三九四）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一三九五）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一三九六）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一三九七、一三九八）　五
○道路に関する件（**東北地方整備局**一八一）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**近畿地方整備局**二三九、二四〇）　五
○高速自動車国道に関する件（**九州地方整備局**一六六）　七
○道路に関する件（**同**一六七）　七

〔人事異動〕

内閣　財務省　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項　八

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　八

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示三）　八

公聴会

電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（経済産業省）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一〇
会社その他
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇海上運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八七号）（国土交通省）

海上運送法の一部を改正する法律（平成二四年法律第八八号）の施行期日は、平成二四年一二月一一日とすることとした。

◇海上運送法施行令の一部を改正する政令（政令第二八八号）（国土交通省）

1　海上運送法（以下「法」という。）第四五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権に、法第三九条の五第二項及び第六項に規定する職権を追加することとした。（第一項関係）

2　法第三九条の七第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長も行うことができることとした。（第二項関係）

3　法第四五条の四第二項の政令で定める地方運輸局長に委任された国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第三号の職権とすることとした。（第三項関係）

4　この政令は、平成二四年一二月一一日から施行することとした。

◇高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八九号）（厚生労働省）

1　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第七八号）により、附則第四項から第六項までの根拠となる高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四六年法律第六八号）附則第五条が削除されたことから、附則第四項から第六項までを削除することとした。（附則第四項～第六項関係）

2　附則第七項に定める独立行政法人環境再生保全機構が行う業務が終了したことから、附則第七項を削除することとした。（附則第七項関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。